

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例(令和3年11月15日京都市条例第17号)
(教育委員会事務局指導部新美工開設準備室)

京都市立銅駝美術工芸高等学校の名称及び位置を変更するため、次のとおり改めることとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
名 称	京都市立銅駝美術工芸高等学校	京都市立美術工芸高等学校
位 置	京都市中京区土手町通竹屋町下る 銚田町542番地	京都市下京区川端町15番地

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第 17号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立銅駝美術工芸高等 学校	京都市中京区土手町通竹屋町下る銚田町542番 地
--------------------	-----------------------------

」

を

「

京都市立美術工芸高等学校	京都市下京区川端町15番地
--------------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部新美工開設準備室)